

丸亀市監査委員公表第 4 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定により執行した市長の要求に基づく財政援助団体への監査結果を同条第 9 項の規定により別紙のとおり公表する。

平成 22 年 1 月 21 日

丸亀市監査委員 三 谷 英 昭

丸亀市監査委員 内 田 俊 英

市長の要求に基づく監査結果報告書

～ 市に事務局を置く 4 団体の運営等について～

平成 2 2 年 1 月

丸亀市監査委員

【目 次】

第 1	監査の趣旨	1
第 2	監査のテーマ	1
第 3	監査の方法	1
第 4	監査執行日及び監査対象団体	1
第 5	市に事務局を置く 4 団体の概要等	
1	丸亀地区水産振興対策協議会	1
2	丸亀市子ども会育成連絡協議会	2
3	ふれあいのつどい実行委員会	2
4	丸亀市人権・同和教育研究協議会	3
第 6	監査の結果及び改善を要する事項	
1	4 団体共通指摘事項	3
2	3 団体共通指摘事項（丸亀市人権・同和教育研究協議会を除く）	3
3	個別指摘事項	
	丸亀地区水産振興対策協議会	4
	丸亀市子ども会育成連絡協議会	4
	ふれあいのつどい実行委員会	4
4	個別意見	
	丸亀市人権・同和教育研究協議会	4

第1 監査の趣旨

市長の要求に基づく財政援助団体の監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法という。」）第199条第7項の規定に基づき、市が補助金等を交付している団体の出納その他の事務の執行が、法令等の規定に従って適正に行われているかどうかだけでなく、経済性、効率性及び有効性などの観点に沿ってなされているかどうかについて、監査を実施するものである。

第2 監査のテーマ

公金にかかる不正防止対策の一環として、市長から監査要求のあった市に事務局を置く4団体の運営等について

第3 監査の方法

4団体への平成20年度及び平成21年度補助金に係る「出納その他の事務」の執行状況について関係資料の提出を求め、帳票の整備、証拠書類の保存は適正か、会計経理は適正に行われているか、事業は補助目的に沿って行われているかなどに主眼を置き、会計諸帳簿、証拠書類等との照合を行い、また担当者から説明を聴取し監査を実施した。

第4 監査執行日及び監査対象団体

監査執行日	監査対象団体	補助金額（円）	
		平成20年度	平成21年度
平成21年9月29日	丸亀地区水産振興対策協議会	3,884,000	3,900,000
	うち（運営補助金）	(500,000)	(500,000)
	（重要稚仔放流事業補助金）	(3,000,000)	(3,000,000)
	（海面清掃事業補助金）	(384,000)	(400,000)
	丸亀市子ども会育成連絡協議会	1,943,000	1,943,000
平成21年10月2日	ふれあいのつどい実行委員会	450,983	570,000
	丸亀市人権・同和教育研究協議会	1,120,000	1,120,000

平成20年度は決算額、平成21年度は予算額を記載している。

第5 市に事務局を置く4団体の概要等

1 丸亀地区水産振興対策協議会

(1) 目的

丸亀市における漁業構造の改善、漁業経営の近代化を図り、漁業の生産力を強化して、漁業者及び漁業従事者の所得の向上と生活の安定を図ることを目的とする。

(2) 業務

- ア 沿岸漁業改造改善事業に関する年次計画の樹立及びその実施推進に関すること。
- イ 漁業経営共同化等、漁業経営の近代化に関すること。
- ウ 水産動植物等の繁殖保護、その他漁場の開発及び利用に関すること。
- エ 漁業者及び漁業従事者の福利厚生に関すること。
- オ 漁業者及び漁業従事者の遭難防止及び遭難救済に関すること。
- カ 漁業経営及び漁業技術の改善向上に関すること。
- キ 漁業者及び漁業従事者の所得水準、生活水準の向上並びに漁業の振興に関すること。
- ク その他漁業振興に関する市長の諮問に対する審議答申に関すること。

- (3) 事務所所在地
丸亀市大手町二丁目 3 番 1 号 丸亀市都市経済部農林水産課内
- (4) 会員
市内の漁業協同組合を代表する者及び漁業協同組合に関係のある市議会議員及び学識経験者
- (5) 組織
総会、役員会
- (6) 役員等
会長 1 名、副会長 1 名、監事 2 名

2 丸亀市子ども会育成連絡協議会

- (1) 目的
市内の育成連絡協議会の相互の和及び連携を図り、子ども会活動を拡充し、子どもの健全育成に寄与することを目的とする。
- (2) 事業
 - ア 子ども会の育成指導と相互の情報交換及び連絡調整
 - イ 子ども会の育成者・指導者の養成及び研修
 - ウ 子ども会活動促進のための子どものリーダー養成
 - エ 子ども会活動の充実のために必要な調査研究
 - オ その他この会の目的達成に必要なこと
- (3) 事務所所在地
丸亀市大手町二丁目 1 番 20 号 丸亀市教育部生涯学習課内
- (4) 会員
丸亀市内における育成連絡協議会と、本会の趣旨に賛同する者
- (5) 組織
定期総会、臨時総会、役員会、事務局
- (6) 役員等
会長 1 名、副会長若干名、事務局長 1 名、会計 2 名、書記 2 名、幹事各校区 2 名（綾歌、飯山は中学校区）、監査 2 名

3 ふれあいのつどい実行委員会

- (1) 目的
音楽と演芸を通じて人と人とのふれあいの中から、障害者の理解を深め、地域をとりまく人達みんなで歩いていこうとすることを目的とする。
- (2) 事業
 - ア ふれあいのつどい開催
- (3) 事務所所在地
丸亀市大手町二丁目 3 番 1 号 丸亀市健康福祉部福祉課内
- (4) 実行委員
丸亀市心身障害児(者)育成会 3 名、中讃地区同盟 7 名、丸亀市社会福祉協議会 2 名、丸亀市福祉課 10 名、県立香川丸亀養護学校 1 名、クリエート・スタディ 1 名、手話通訳者 2 名、司会者 1 名 計 27 名
- (5) 参加団体
丸亀市身体障害者福祉連合協会、萬象園、うぶすな園、とまと園、丸亀さんさん荘、小規模作業所さざんか、香川県ふじみ園、地域活動支援センター丸亀、もちの

木通所作業所、県立香川丸亀養護学校、丸亀市心身障害児(者)育成会、クリエート・スタディ、丸亀ボランティア協議会、中讃地区同盟、丸亀市社会福祉協議会

(6) 役員等

委員長 1 名、副委員長 1 名、委員 25 名

4 丸亀市人権・同和教育研究協議会

(1) 目的

部落問題をはじめとするあらゆる人権問題について正しい理解を深め、人権尊重の精神を涵養する教育の研究と推進を図ることを目的とする。

(2) 事業

- ア 研修会、研究会、講習会の開催
- イ 調査研究、資料作成並びに配布
- ウ 人権侵害等に係わる事象の研究
- エ その他必要な教育に関する事業

(3) 事務所所在地

丸亀市大手町二丁目 3 番 1 号 丸亀市生活環境部人権課内

(4) 会員

各機関、団体及び本会の目的に賛同する者

(5) 組織

総会、専門部会、広報紙等編集委員会、事務局

(6) 役員等

会長 1 名、副会長若干名、理事若干名、書記若干名、会計 2 名、監事 2 名

第 6 監査の結果及び改善を要する事項

補助金等に係る出納その他の事務は、補助目的に従いおおむね適正に執行されていたが、次に掲げる事項については、改善・検討の必要性を認める。

なお、監査執行過程において気づいた軽易な事項については、その都度指摘した。

1 4 団体共通指摘事項

証拠書類の金額、数量などは原則として加除訂正できないが、やむを得ず訂正する場合は、訂正しようとする部分に二線を引き、かつ作成者の訂正印を押印し、訂正の内容及び責任の所在を明確にしておくこと。

支出に関しては、請求日、領収日の記載の無いものや領収書の宛名が違うものが見受けられるので、請求書、領収書は充分確認の上処理すること。また、適正に支出することを確認するためにも請求内容について検査、検収を行うこと。

2 3 団体共通指摘事項（丸亀市人権・同和教育研究協議会を除く）

会計に関する規程、専決等決裁権限に関する規程等が整備されていない。適切な団体運営を行う上で、これらの規程は必要であるので、規程の整備をすること。

金銭出納簿の記載内容が不十分なもの、また、預金通帳の入出日と金銭出納簿の日付けに不整合なものがあつたが、適正な出納管理を行うため、金銭出納簿の整備をすること。

3 個別指摘事項

丸亀地区水産振興対策協議会

会員及び役員の総会、役員会への出席に対する費用を旅費として支出しているが、これは会議等への出席に対する報酬及び費用弁償であるので、支出科目を改めること。また、支出に関しては、支払いを明確にするためにも規程等の整備をすること。

丸亀市子ども会育成連絡協議会

支出票は作成されているが、収入についても収入票を作成し、決裁処理をすること。

ふれあいのつどい実行委員会

この事業は短期間の補助執行であるため、事業終了後速やかに精算返納し、その後年度末までに発生した預金利息を翌年度の収入としている。会計年度独立の原則からすると精算返納後の年度末までに生じる預金利息の取り扱いについては、当該年度の収入とし、雑入として市の収入とすること。

4 個別意見

丸亀市人権・同和教育研究協議会

通帳管理について、一般、受託事業、書籍販売と通帳を分けて管理を行っているが、受託事業委託料を一旦一般会計で受け入れて受託事業に支出しており、事務処理においても収入票、支出票をその都度作成している。事務の簡素化のためにも、それぞれの会計で直接受け入れるようにしていただきたい。